

鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴沢村における空家・空地の有効活用を通して、本村への定住促進及び地域の活性化を図るため、鳴沢村空家・空地バンク利用促進に係る補助金等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 鳴沢村地番に存在する建築物又はこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの又は当該常態が見込まれるものをいう。
- (2) 空地 鳴沢村地番の土地にあつて、使用がされていないことが常態であるもの又は当該常態が見込まれるものをいう。
- (3) 所有者等 空家・空地に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空家・空地バンク 空家・空地の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受け登録した情報を、空家・空地の利用を希望する者に対し提供するシステムをいう。
- (5) リフォーム工事 空家の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために個人が行う修繕、模様替え、増築等に係る工事をいう。
- (6) 家財処分 空家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具について、個人が処分するものをいう。
- (7) 成約者 空家・空地バンクを利用し、所有者等と空家の売買契約等を締結した者をいう。
- (8) 入居者 空家・空地バンクの利用により、売買契約等を締結し新たに空家への入居が決定している者又は売買契約等は未締結だが、売却若しくは賃借に係る所有者等の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事若しくは家財処分が

完了するまでに売買契約等の締結を行うものをいう。

(9) 引っ越し費用 引っ越し業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用をいう。

(10) 子育て世帯 リフォーム工事の契約を締結した日において、世帯員に18歳未満の子(母子健康手帳により確認できる出生前の胎児であって、出生後に同居する予定の子を含む。)がいる世帯をいう。

(補助金等)

第3条 村長は、空家・空地バンクへの登録並びに本村に移住及び定住をする者の支援をするため、次に掲げる補助金、祝金(以下「補助金等」という。)を交付するものとする。

(1) 鳴沢村空家・空地バンク登録者支援補助金 空家・空地バンクへ登録するときの、空家の不動産登記及び相続登記を行うために係る諸経費の一部を登録者へ補助するものをいう。ただし、同一の空家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(2) 鳴沢村空家・空地バンク成約者支援補助金 空家・空地バンク成約時に係る仲介手数料及び引っ越し費用の一部を補助するものをいう。ただし、同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(3) 鳴沢村空家・空地バンクリフォーム補助金 空家・空地バンクに登録された物件においてリフォームするときの工事費用に対し、登録者又は成約者が個人の場合において、その諸経費の一部を補助するものをいう。ただし、同一の空家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(4) 鳴沢村空家・空地バンク家財等処分補助金 空家・空地バンクに登録された物件において残存する家財等の処分の費用に対し、登録者又は成約者が個人の場合において、その諸経費の一部を補助するものをいう。ただし、同一の空家又は同一人に対し、1回に限り交付するものとする。

(5) 鳴沢村空家・空地バンク成約時祝金 空家の売買契約等の成約に至った場合に、当該空家の登録者に対し、交付するものをいう。ただし、同一の空家に対し、

1 回に限り交付するものとする。

(補助金等の対象者等)

第4条 前条に規定する補助金等の対象者、補助対象経費、補助金等の額及び申請期間は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

(1) 前条各号に掲げる補助金等のうち、国、他の地方公共団体、公益法人等による同等の補助金等を受ける場合

(2) 前条第2号から第4号までに掲げる補助金にあつては、成約者が法人の場合

(3) 公共事業の補償の対象となっている場合

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に掲げる申請時の必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金等の交付決定等)

第6条 村長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金等の交付の可否を決定したときは、鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金等の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 交付決定者のうち、第3条第1号から第4号までに規定する補助金等の申請者は、補助金等に係る事業を終えた日から30日又は補助金等の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金実績報告書(様式第3号)に、別表第2に掲げる実績報告時の必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金額確定通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金等の請求及び交付）

第9条 前条に規定する確定通知書を受けた交付決定者は、鳴沢村空家・空地バンク利用促進事業補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、交付決定者から前項の請求書を受理したときは、請求金額を確認し、補助金等を交付するものとする。

（補助金等の取消し等）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。
- （2） 補助金等の交付の決定の内容、法令又はこの告示に違反したとき。
- （3） 所有者等が、第3条第1号の補助金等の交付を受けた日から起算して2年以内に空家を取り壊したとき、又は登録を取り止めたとき。
- （4） 所有者等が、第3条第3号及び第4号に規定する補助金等の交付を受けた日から起算して5年以内に空家を取り壊したとき、又は登録を取り止めたとき。
- （5） 入居者が、第3条第2号の補助金等の交付を受けた日から起算して2年以内に転居又は転出をしたとき。
- （6） 入居者が、第3条第3号から第4号までに規定する補助金等の交付を受けた日から起算して5年以内に転居又は転出をしたとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助金等	補助金等対象者等	補助対象経費	補助金額	申請期間
<p>鳴沢村空家・空地バンク登録者支援補助金</p>	<p>次に掲げる要件を満たす空き家の所有者等</p> <p>(1) 空家・空地バンクに空家・空地进行登録しようとする者</p> <p>(2) 当該空家・空地が過去に空家・空地バンクの登録を受けていないこと。</p> <p>(3) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していない者</p>	<p>次に掲げる経費で、経費の合計額が5万円以上となるもの</p> <p>(1) 空き家の不動産登記及び相続登記を行うために係る登記手数料</p> <p>(2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士及び弁護士に係る登記委託料</p>	<p>補助対象経費の3分の2の額又は10万円のうちいずれか少ない額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>空家・空地バンク登録申込書の提出と同時</p>
<p>鳴沢村空家・空地バンク成</p>	<p>空家・空地バンクに登録された空家・空地の成約者であって、次に掲げる</p>	<p>次に掲げる経費で、経費の合計額が5万円以上となるもの</p>	<p>補助対象経費の3分の2の額又は10万円のうちいずれか少ない額とし、補助金の額に1,000円未満</p>	<p>売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過する日まで</p>

<p>約者支援補助 金</p>	<p>要件を満たす者。ただし、法人が成約者の場合を除く。</p> <p>(1) 当該空家・空地の所有者等の3親等以内の親族でない者</p> <p>(2) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者</p> <p>(3) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していない者</p>	<p>(1) 仲介手数料</p> <p>(2) 引越費用（空家の成約者に限る。）</p>	<p>の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	
<p>鳴沢村空家・ 空地バンク リフォーム補助 金</p>	<p>次のいずれかに該当する者で、本村に納付すべき村税等のうち納期が到来しているものを滞納していないもの</p>	<p>居住部分に係るリフォーム工事で、当該工事に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること。</p>	<p>補助対象経費の3分の2に相当する額又は100万円のうちいずれか少ない額（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>	<p>売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から1年を経過するまでの期間</p>

	<p>(1) 空家・空地バンクの登録者</p> <p>(2) 入居者であって、</p>		<p>ただし、子育て世帯にあつては、18歳未満の世帯員1人につき10万円を加算する。</p>
<p>鳴沢村空家・空地バンク家財等処分補助金</p>	<p>空き家の所有者等の3親等以内の親族でないもの。ただし、法人が成約者の場合を除く。</p>	<p>居住部分に係る家財処分 で、次に掲げる要件を満たす費用。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金を除く。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が実施するものであること。</p>	<p>補助対象経費の3分の2に相当する額又は10万円のうちいずれか少ない額（補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p>

		(2) 経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が5万円以上であること。		
鳴沢村空家・空地バンク成約時祝金	次に掲げる要件を満たす空家・空地バンクの登録者 (1) 空家・空地バンクに基づいて、空家・空地の売買契約等を成約している者 (2) 成約者が所有者等の3親等以内の親族でない者 (3) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していない者	—	10万円	空家・空地バンクに基づく空き家の売買契約等の成約後、速やかに

別表第2（第5条及び第7条関係）

補助金等	必要書類	
	申請時	実績報告時
鳴沢村空家・空地バンク登録者支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 登記している物件の場合は、登記事項証明書（土地又は建物） (2) 登記していない物件の場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> ア 底地の登記事項証明書 イ 固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産納税通知書 (3) 不動産登記及び相続登記に要する費用の見積書の写し (4) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類 (5) その他村長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 登記をした土地又は建物の登記事項証明書 (2) 補助対象経費に係る領収書の写し (3) その他村長が必要と認める書類
鳴沢村空家・空地バンク成約者支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 仲介手数料の見積書の写し (2) 引越費用の見積書の写し (3) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費に係る領収書の写し (2) 空き家に転居した後の住民票の写し (3) その他村長が必要と認める書類

	<p>(4) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(5) その他村長が必要と認める書類</p>	
鳴沢村空家・空地バンクリフォーム補助金	<p>(1) 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し</p> <p>(2) 工事を行う住宅の外観及び施工予定箇所の写真</p> <p>(3) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類の写し</p> <p>(4) 工事に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類（入居者に限る。）</p> <p>(5) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(6) その他村長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者に限る。）</p> <p>(2) 工事に係る費用の領収書の写し</p> <p>(3) 工事を行った箇所の完了後の写真</p> <p>(4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）</p> <p>(5) その他村長が必要と認める書類</p>
鳴沢村空家・空地バンク家財等処分補助金	<p>(1) 撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し</p> <p>(2) 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真</p>	<p>(1) 空き家に転居した後の住民票の写し（入居者に限る。）</p> <p>(2) 撤去及び処分に係る費用の領収書の写し</p> <p>(3) 撤去及び処分を行った箇所の完了後の写真</p>

	<p>(3) 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類</p> <p>(4) 撤去及び処分に係る所有者等の同意が得られたことを証する書類（入居者に限る。）</p> <p>(5) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(6) その他村長が必要と認める書類</p>	<p>(4) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）</p> <p>(5) その他村長が必要と認める書類</p>
<p>鳴沢村空家・空地バンク成約時祝金</p>	<p>(1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 本村に納付すべき村税等で納期が到来しているものを滞納していないことを証する書類</p> <p>(3) その他村長が必要と認める書類</p>	<p>—</p>